

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	飯積向古河線
供用開始の区間	加須市栄字西野八四〇番地先から 同市栄字西田一一一五番一地先まで
供用開始の期日	令和五年八月十八日
備考	令和五年八月十八日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示 第二十四号で告示した道路予定区域の供用開始である。延 長二二三・二〇メートル